

(別表)
指定(許可)申請・指定(許可)更新申請に係る添付書類一覧
○……全施設・事業所が提出 △……条件に該当する施設・事業所が提出
※指定(許可)更新申請においては、届出済みの内容から変更が無い場合、
番号3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20
について省略することが出来ます。

番号	添付すべき書類	訪問 介護	訪問介護 共生型	(予防) 訪問 入浴 介護	(予防) 訪問 看護	(予防) 訪問 リハビリテーション	(予防) 居宅療養 管理指導	通所 介護	通所介護 共生型	(予防) 通所 リハビリテーション	(予防) 短期入所 生活介護	(予防) 短期入所 生活介護 共生型	(予防) 短期入所 療養介護	(予防) 特定施設 入居者 生活介護	(予防) 福祉用具 貸与	特定 (予防) 福祉用具 販売	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院	様式の有無
	みなし指定の対象				・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局			・老健 ・医療院 ・病院 ・診療所			・老健 ・医療院 ・病院 ※1 ・診療所 ※1				・特養			
1	付表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付表第一号
2	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付表第一号
3	登記事項証明書又は条例等	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	△ ※2	○	○	
4	病院・診療所の使用許可証等の写				△ ※3	△ ※3	△ ※3			△ ※3			△ ※3							
5	薬局の開設許可証の写						△ ※4													
6	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写									△ ※5			△ ※5							
7	特別養護老人ホームの認可証の写																○			
8	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○ ※6	○ ※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式1
9	サービス提供責任者の経歴	○ ※7																		参考様式1
10	訪問看護ステーション管理者の免許証の写				○															
11	平面図	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	△ ※2	○	○	標準様式3
12	設備・備品等一覧表			○				○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	標準様式4
13	併設する施設の概要																○	○	○	
14	施設を共用する場合の利用計画																△ ※2	○	○	
15	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)																	○	○	
16	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	標準様式5
18	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容			○							○			○			○	○	○	
19	受託居宅サービス事業者等													○						標準様式2
20	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)														○					
21	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式6
22	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧													○			○	○	○	標準様式7
23	生活相談員の経歴							○			○			○			○			参考様式2
24	経験看護師等の経歴									○										参考様式1
25	精神保健福祉士に準ずる者の経歴												○							参考様式1
26	共生型居宅サービスの基準に関する確認書		○						○			○								参考様式3
27	消防法上の検査済証(写)等及び建築基準法上の検査済証(写)等							○		△ ※8	△ ※8		△ ※8						○	
28	社会保険・労働保健の加入状況に係る確認票・保険料等の領収書等	○	○	○	△ ※8	△ ※8		○	○	△ ※8				○	○	○	○	○	○	
29	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ※1 療養病床を有する病院若しくは診療所に限ります。
- ※2 老人福祉法に基づく届出により確認ができない場合要提出。
病院及び診療所のみ要提出。
- ※3 (介護予防)訪問看護において当該書類を提出する(=病院又は診療所である)
場合、番号10の提出は不要。
- ※4 薬局のみ要提出。
- ※5 介護老人保健施設及び介護医療院のみ要提出。
- ※6 サービス種別固有の様式が無いため、汎用様式の使用をお願いいたします。
- ※7 介護福祉士証等の写に代えることが可能。
- ※8 必要に応じて提出を求める場合があります。